

# 社会福祉法人琴平町社会福祉協議会法令遵守規程

## 第1条（目的）

本規程は、社会福祉法人琴平町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が行う介護保険事業を含む全ての事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行することを目的として定める。

## 第2条（基本方針）

本会は、全ての事業を適正に行うために、以下を本会の基本方針とする。

- （1）事業を行うに際しては、法令を遵守し、違法行為は行わないこと。
- （2）法令遵守のため必要な本会の組織体制を整備すること。
- （3）法令遵守責任者は、課長等と連携し、適正な事業運営を確保すること。

## 第3条（法令遵守責任者等）

会長は、法人に法令遵守責任者を1名配置するものとする。

- 2 前項の法令遵守責任者は、会長が選任するものとする。

## 第4条（法令遵守責任者の責務）

法令遵守責任者は、協議会の事業が法令遵守により遂行されるよう、以下の業務を行うものとする。

- （1）法令遵守に関する組織体制の提案
- （2）法令遵守に関する本規程の制定及び改定

2 各部門の管理者と協力し、各職員が法令を遵守しているかどうか、組織としての行動が法令を遵守しているかをチェックして違反行動を未然に防止する。

## 第5条（法令遵守委員会）

本会における法令遵守に関する必要な事項を検討するため、委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会は次に掲げる役割を担う。

- （1）法令遵守状況の監査に関すること
- （2）法令遵守推進のための方策に関すること
- （3）法令遵守違反行為に関する原因究明、対策、再発防止とその公表に関すること

（4）法令遵守違反事案又はその恐れのある事案に関する役職員等への情報提供に関すること

(5) その他の法令遵守の推進に関すること

#### 第6条（組織及び運営）

- 1 委員長は委員長及び委員をもって組織する
- 2 委員長は事務局長とし、会務を掌理し、委員会を代表する
- 3 委員は各所属長をあてる
- 4 委員長は必要があると認めたときは、外部の有識者等の臨時の委員を指名することができる

#### 第7条（管理者の役割）

管理者は、各部門の責任者として、自らが責任を担う事業について職員と連携しながら法令遵守を徹底し、業務を遂行するものとする。

2 管理者は、自らが責任を担う事業が法令に適合しているかを、必要に応じて法令遵守責任者に確認を求めるものとする。また、必要に応じて各職員に確認を求めるものとする。

3 管理者は、職員が法令を遵守しつつ業務を遂行するよう必要な指示命令をするものとする。

4 管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

#### 第8条（職員の責務）

職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2、職員は、自らも専門職として職業倫理を身につけ、また、社会福祉法、介護保険法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3、職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの管理者または上司、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

#### 第9条（処分）

法令違反する行為を行った職員は、本会就業規則に基づき、懲戒されるものとする。

#### 第10条（補則）

この規定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

本規程は平成27年10月 1日より施行する。

本規程は令和 2年 6月 4日より施行する。